

○雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を定める件

(平成十二年五月三十一日)

(建設省告示第千四百二十五号)

改正 平成一七年 七月 四日国土交通省告示第六五〇号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百九条の十五第一号の規定に基づき、雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を次のように定める。

雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を定める件

雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法は、日本工業規格A四二〇一(建築物等の雷保護)一二〇〇三に規定する外部雷保護システムに適合する構造とすることとする。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成一七年七月四日国土交通省告示第六五〇号)

一 この告示は、平成十七年八月一日から施行する。

二 改正後の平成十二年建設省告示第千四百二十五号の規定の適用については、日本工業規格A四二〇一(建築物等の避雷設備(避雷針))一一九九二に適合する構造の避雷設備は、日本工業規格A四二〇一(建築物等の雷保護)一二〇〇三に規定する外部雷保護システムに適合するものとみなす。